

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対しその実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」が支給されることとなりました。

【ひとり親世帯分】

■支給対象

以下の①～③のいずれかに該当する方

- ①令和3年4月分の児童扶養手当受給者の方
 - ②公的年金等（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償等）を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当を受給していない方
 - ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準になっている方
- ※（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）を受給された方は対象外

■支給額

*児童一人当たり一律5万円

■申請期間

*令和4年2月28日まで

■支給手続き

ア令和3年4月分の児童扶養手当受給者 → 申請不要（支給済）

イその他（支給対象の②や③に該当する方）→ 申請必要

（※申請書類は町HPからダウンロードするか、役場窓口へお申し付けください）

■支給日

*審査が終わり次第、可能な限り速やかに振り込まれます。

【ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分】

■支給対象

*①、②の両方を満たす方

①養育要件

*令和3年3月31日時点で、18歳未満の児童（障がい児の場合20歳未満）を養育する父母等
（※令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象となります）

②所得要件

*令和3年度住民税（均等割）が非課税の方または、令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

※（ひとり親世帯分）を受給された方は対象外

■支給額

*児童一人当たり一律5万円

■支給日

*基本的に、ご申請いただいた翌週の金曜日に振り込まれます。

■支給手続き

*令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当支給者で、住民税非課税の方（公務員以外）

→申請不要（支給済）

*上記以外の方

→申請必要（※申請書類は町HPからダウンロードするか、役場窓口へお申し付けください）

■申請期間

*令和4年2月28日まで

■その他

離婚した（または協議中の）方やDV避難中の方は、本給付金をご自身が受給したり、配偶者への給付金支給を差し止めたりできる可能性があります。詳しくは、役場保健福祉課へお問い合わせください。「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください。

ご自宅や職場などに役場から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のために手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などを騙った不審な電話や郵便があった場合には、小平町役場や留萌警察署にご連絡ください。

◎問い合わせ先 保健福祉課福祉係（内線 272・273）